

昭和戦前期の三重における欠食児童対策

田中 亜紀子

目次

1. はじめに
2. 昭和戦前期の児童保護事業と学校給食
3. 三重における児童保護事業と学校給食
4. 考察と課題

1. はじめに

大正期から昭和戦前期にかけての児童保護事業では、いわゆる非行少年や貧困家庭の児童の支援に見られる様な一定の対象者に対する事後的な対応から、より広い対象者に向けての予防的な対応へと変化が見られる。また、学齢期の児童に対する事業が各種行われる中でも、社会的経済状況の悪化による欠食児童救済ならびに就学奨励を直接の契機としながらも、国家が学齢期の児童の栄養改善に向けて全国的な取り組みに取り組んだという意味において学校給食は戦前期日本の児童保護事業の到達点を明らかにする上で重要な取り組みであると考えられる。そこで、本稿では、昭和戦前期の児童保護事業と学校給食実施に向けての取り組みの概要を確認した後、三重県の欠食児童対策およびその実践の一例として津市養正尋常高等小学校における学校給食の事例を確認することを通じて、昭和戦前期の学校給食の意義と課題を考察する。

2. 昭和戦前期の児童保護事業と学校給食

2-1. 事後の救済保護から予防的な保護へ

中央社会事業協会が1929年に刊行した『日本の社会事業』では、社会事業の中において重要な内容を占めるようになった児童保護事業について、良好な環境にない児童の状況に同情するといった感情的なものに立脚した時代から、児童が単に父母や家庭の児童にとどまらず国家の児童であるという認識に立ち、「国民の精神上、肉体上、将又経済上各種の欠陥は之を児童期に刈り取るべしとの予防的な考方と個人として家庭として又国家としての発展は須らく児童期に培養すべしとの建設的な考方に依つて、当事業施設は非常に範囲を広め、次第に予防的な事前の施設が増加すると共に、建設的な事業が計画せられることとなつ」と指摘している⁽¹⁾。つまり、明治初期あるいはそれ以前から行われていた孤児・貧児の救済、不良児童の感化といった

事後の救済保護から予防的な児童保護への変容が大正・昭和初期に見られることになる。

この点に関して、大正後期から昭和初期における児童保護における対象年齢とそれぞれの関連法令および主な対策をまとめたものが図1⁽²⁾である。

以下、それぞれについて確認する。①乳幼児については、健康相談所および昼間保育事業あるいは季節保育所といった託児所によって、心身の安全と健康状態に関する対策が行われており、昭和9（1934）年には恩賜財団愛育会が創設されることで、乳幼児への関心が高められた。②母子保護では、特に経済的問題を抱えた母親である寡婦ないしはそれに近いひとり親としての母、そしてその母が育てている乳幼児から尋常小学校の学齢児童である13歳未満の者に対する経済的支援を目

指し、昭和4（1929）年には救護法が、そして昭和12（1937）年には母子保護法が制定されている。昭和初期から戦前期にかけて乳幼児および児童とその母に対して法律をもって経済的な支援を行おうとした背景には、当時の少なからぬ母子家庭が困窮していた状況とともに、母性保護に関する世論の高まり等⁽³⁾が考えられる。③虚弱児童保護については、まず虚弱児童の調査が行われ、その後、養護学級や夏季学校を用いた健康な体作りが試みられるようになる。この点について野口は、大正期に虚弱児童の増加が教育問題とされた背景と、その課題克服のために導入された「野外教育」の特質と意義を考察している⁽⁴⁾が、ここでは多様な社会階層に属する子どもの健康状態が、学校という場を通じて把握されようとしていたことに注目したい。そして、

①	乳幼児保護	乳幼児	健康相談所，昼間保育事業，季節保育所，昭和9年恩賜財団愛育会
②	母子保護	乳幼児～13歳未満の児童とその母	昭和4年救護法，昭和12年母子保護法
③	虚弱児童保護	尋常小学校（6歳～13歳未満）	虚弱児童調査，養護学級，夏季学校
④	貧児保護	尋常小学校（6歳～13歳未満）	大正13年「貧困児童就学奨励資金」に基づく就学奨励対策
⑤	学校給食	尋常小学校（6歳～13歳未満）	昭和7年文部省訓令第18号「学校給食臨時施設方法」
⑥	少年職業紹介等	尋常小学校卒業（13歳～）	大正14年内務省社会局部長・文部省普通学務局長から地方長官と中央職業紹介事務局長宛「少年職業紹介に関する件」通牒
⑦	労働少年保護	16歳未満	明治41年工場法，鉱山法，昭和13年商店法
⑧	児童虐待防止	14歳未満	昭和8年児童虐待防止法
⑨	少年救護	14歳未満	明治33年感化法，大正11年少年法，昭和8年少年救護法
⑩	異常児童保護	尋常小学校（6歳～13歳未満）相当	大正12年盲学校及聾啞学校令制定，教育現場で保護教育施設等

図1 児童保護における対象年齢，関連法制および主な対策

④貧児保護は、大正13(1924)年の下賜金を契機として貧児に対する就学奨励対策が本格化しており、対象者に対する物的支援よりも就学奨励と関連していた点において、ここでも学校との結びつきが行われていた。さらに本稿で取り上げる⑤学校給食については、先行事例として有志による給食が既に明治期には特定の地方で行われてはいたものの、他の法制ならびに対策と比べると全国的に取り組むべきものと認識されるようになった時期は遅く、昭和7(1932)年文部省訓令「学校給食臨時施設方法」によって国庫補助による学校給食事業が行われることになった。学校給食事業は、家庭の経済問題のため、粗食ないしは昼弁当を持参することのできない児童を対象としており、昭和10年における全国学校給食実施状況は、9246件(給食を実施した市町村数7705、現品給与を行った市町村数1541)、給食を受けた実人員は65万4362人(公費給食者58万5673人、私費給食者6万8689人)、この他の公費により現品給与を受けた児童数を加えると66万9426人と報告されており、少なからぬ者が学校給食事業を利用していたことがわかる。⑥少年職業紹介等については、大正14(1925)年の通牒が内務省社会局第二部長と文部省普通学務局長連名で行われたことに表れている様に、労働行政と学校教育との接近⁽⁵⁾が企図されたものである。また、⑦労働少年保護は児童労働の規制をめぐって既に明治後期から立法による対応が試みられていたが、昭和期にかけてその対象の拡大が行われた。⑧児童虐待防止については、昭和8(1933)年児童虐待防止法によって、工場・鉱山・商店の児童労働を対象としていた⑦では対応が難しかった、それ

以外の働く満14歳未満の児童を主に保護しようとしたものであること⁽⁶⁾を考えると、⑥～⑧は働く児童を保護しようとする法制および対策であったということが出来る。そして、⑨少年救護については、明治33(1900)年感化法と、この中では最も早い時期から対策がとられていたが、この時期に大正11(1922)年少年法や昭和8(1933)年少年教護法が制定されることでいわゆる非行少年や不良少年、あるいは要保護少年に対する法的対応の整備が進んだ。⑩異常児童保護については、大正12(1923)年盲学校及聾啞学校令制定後、教育現場で保護教育施設等が整備されるようになっている。

以上で概観を確認した通り、昭和戦前期の児童保護事業は、逸脱少年および貧困児童に対してそれぞれ支援を行うものから、満6歳から満13歳未満の尋常小学校対象児童という意味における学齢児童を対象とし、さらに学校という場を用いた対策(上記③④⑤⑥⑩)となってきた。この背景には、就学率自体は100%となつてはいるが、実際には学校に通うことができない児童が少なくないなどの問題に関連して、経済的問題から来る欠席および不登校への対策としての就学奨励、そして、学校に登校している貧困児童に関連した問題としての虚弱児童、貧児保護、学校給食の重要性が認識されるようになったことが考えられる。そこで次節では、昭和7年文部省訓令「学校給食臨時施設方法」に至るまでの学校給食の沿革を確認する。

2-2. 文部省による学校給食

1) 学校給食の萌芽と導入の背景⁽⁷⁾

初期の学校給食の事例としては、明治22

(1889)年に山形県の私立中愛小学校で、貧困児童を対象に毎日無償で昼食を提供したことが挙げられる。この小学校では時々全ての児童に給食を行うことで、対象児童に卑屈感を与えないように配慮されていたこと、その後も山形県においては篤志家が米や味噌、金銭の寄付を行い、貧困者の就学奨励のために昼食が提供されたことが記録されていることから、川越・鈴木は、中愛小学校の学校給食は、学校自体が貧困家庭の児童収容を目的としながら、社会事業的要素と就学奨励を兼ねていた意味合いが強いと指摘しているが、確かに、一地方の事例であるとはいえ、給食を通じた就学奨励がこの段階から行われていたことに注目すべきである。

全国的な学校給食に向けて大きな影響を与えたのは、大正12(1923)年の関東大震災である。震災後、大阪毎日・大阪朝日の両新聞社が、関西で東京地方への「義捐金」を集めた64万円強の金額を東京市社会局に寄付し、それが学校給食に用いられることになった。その結果、貧困児童を多数擁していた台東区玉姫小学校では、給食開始から約5か月で23%いた栄養不良児がゼロになったことが報告されている。また、大正13(1924)年、日本の栄養学の創始者である佐伯矩が、岡崎栄松・柴田盛之・高久邦三郎らとともに給食指導を行う日本栄養協会を結成し、東京市社会局の栄養事業は日本栄養協会に移されることになったが、ここでは、「児童の保健並に国民体力の向上」が重要視されていた⁽⁸⁾。そして、既に一部の学校で行われていた貧困家庭の児童の就学奨励ならびに食事支援の意味合いを持った学校給食に、「児童の保健並に国民体力の向上」の観点が加えられることに

よって、地方における社会事業的なものから、国家による積極的な働きかけとしての学校給食へと変容する契機となった。

大正15(1926)年に文部省が行った学校給食に関する調査によれば、給食実施校は全国で57校、児童数8127人、経費は1万4167円であった。この数は昭和2(1927)年には3府18県で93校、小学校児童数1万3578人および中学校生徒数2千人、給食総数135万食、経費7万300余円、昭和3(1928)年には1道3府23県で130校、児童数1万9115人、生徒約2千人、給食総数145万食、経費7万3800余円⁽⁹⁾と、昭和2年以降顕著に増加している。また、昭和7年に国家負担の学校給食が開始する以前の段階において、既に過半数の道府県で給食が行われていた。ただし、この時点での給食の実態は、「日本栄養協会によつてなされている、東京市立中学の給食の如く、完備した設備をもつて、完全栄養食の供給をなすものと、山間僻地の小学校において、冬期の昼食に温い副食物(味噌汁)を与え、児童の摂食を全からしめんとするもの等、種々の階段のあることを認める⁽¹⁰⁾」とある様に、先の佐伯矩達による日本栄養協会が関与して栄養に配慮が行き届いた東京市立中学校の給食から、昼食に味噌汁を与えることで児童の欠食を補おうとした山間僻地の小学校の給食の様に、都市部と地方による差が存在しており、おそらく多くの給食は後者の様子が考えられる⁽¹¹⁾。また、給食の経費は市町村等の自治体ならびに学校自身あるいは児童保護者の支出によって賄われていたことは、各地における給食実施形態や内容に影響を与えたと考えられ、しかもその「児童の負担額

と寄付金の漸次増加するの状況にあるのはわが国学校給食事業の進むべき路を示すものと思われる」と述べている様に、国庫負担による学校給食が必要な状況であった。この点に関して、同官報では、栄養状況を改善する必要のある義務教育期間中の児童の3%（約30万人）に対する学校給食事業の普及と内容の改善を行うことを通じて就学児童の教育的効果を向上させるべきことが主張されている。

その後、昭和6（1931）年には不景気の影響による欠食児童の記事が新聞や官報に度々掲載されるようになることで、欠食児童を救済するための学校給食の必要性がさらに主張されるようになる⁽¹²⁾。また、昭和7（1932）年には東北北陸地方の凶作を背景に、佐伯矩が「学校給食に関する意見書」を文部省に提出した。そこでは、欠食児童給食問題は、(1) 経済的、(2) 保健的並、(3) 社会的に極めて厳粛に考慮すべきだとして、具体的には、「欠食児童のみに対する給食は児童に対し精神的に好ましからざる影響を与うるが故に、全校児童に給食を行い、その有料給食中に欠食児童を包含せしむるを最上とす」、「児童身体検査の結果栄養上の欠陥あるものを貧富を問わず一律に給食を受くこととすれば、此際欠食児童は勿論栄養障害を有す可きが故に自此中に組み入れらる」といった様に、欠食児童に対する栄養状況の改善を主たる目的としながらも、欠食児童に対する精神的な影響に配慮して全校児童への給食実施が望ましいことや、貧富を問わず栄養状況に問題がある児童は全て対象とすることで欠食児童だけではなく他の児童にも給食を与える様にする事など、具体的な学校給食の実施方法に関する意見が述べられており、またその意見が

後の学校給食実施に際して行われた注意と一致していることから、学校給食に大きな影響を与えたことがわかる。

2) 昭和7（1932）年文部省訓令第18号「学校給食臨時施設方法」

以上の状況を背景として、昭和7（1932）年文部省訓令第18号「学校給食臨時施設方法」が示され、国庫補助による学校給食が実施されることとなった。

「学校給食臨時施設方法」では、近年の経済界における不況の影響で、農山漁村および中小商工業者等が疲弊窮迫し、学齢児童および中学校において昼食を欠くあるいは粗悪の食事をとるものが著しく増加した結果、児童の健康状態が不良となり、就学問題も招いていることは教育上誠に憂慮すべきことであり、これらの児童に対して適当なる食物を給与し、栄養の改善を図るとともに、就学の奨励を行うことが緊要であるとして、「学校給食ヲ実施シ就学ノ義務ヲ果サシメンガ為」に臨時に国庫から学校給食の施設費を支出することになった理由が述べられている。就学という単語が何度か出てきている様に、まずは学齢児童の就学の徹底、そしてそれに併せて栄養状況の改善（「保健養護ノ実績ヲ挙グル」）が目的として挙げられている。

同訓令では、学校給食実施に関する文部省からの交付金の用途および学校給食実施に関する概要、学校給食委員会の設置を規定する以下の6項目が規定されている。すなわちそれは、①昭和7年度から9年度に文部省から北海道および府県に対する「学齢児童就学奨励ノ為学校給食ニ要スル経費」としての交付金を、北海道および府県は適宜市町村に交付

すること（一、二）、②施設に対しては交付金の5分の1以内とすること（三）、③交付金の一部あるいは全部は学校給食を行う上で適当な公益団体に交付することができること（四）、④北海道および府県の市町村および当該公益団体は給食を必要とする学齢児童（盲学校、聾唖学校の初等部に於て教科を修むる者を含む）に学校給食を行うこと（五）、⑤給食は学校の授業日に昼食という形で提供すること。ただし特別の事情がある場合は穀類その他の食糧を給与することはできるが、現金給与は行わないこと（六）、そして、⑥北海道および府県は学校給食委員会を設けて学校給食に関して必要な事項の改善指導に当たらせること（七）である。昭和7年度から9年度の3年間と限定されているものの、社会問題化した欠食児童問題に対応するために、まずは全国的に学校給食事業に着手しようとした文部省の対応としては妥当なものであったと考えられる。

さらに学校給食実施の具体的な方法ならびに注意事項に関する「学校給食臨時施設方法ニ関スル件⁽¹³⁾」では、最初に「一 学校給食ノ実施ニ当リテハ貧困救済トシテ行ハルモノナルカ如キ感ヲ与フルコトナク寧ロ養護上ノ必要ニ出ヅルモノナルガ如クシ周到ナル注意ヲ払フコト」と、国庫補助が可能となった直接の理由は児童の貧困対策でありながらも、貧困救済として行われる印象を与えず、むしろ栄養上の必要から行う様に注意することを求めている。給食対象となる児童への自尊心を傷つけない様に注意するだけでなく、養護という観点から学校給食実施を捉えなおそうとしている点でも興味深い。給食の対象者の選定は学校長が行い、その基準は、

「イ、貧困ノ為就学免除、又ハ猶予中ノ児童ニシテ給食ニヨリ就学セシメ得ル者」、
「ロ、不況ノ為、食物ノ摂取不十分ナルニヨリ欠席勝ナル者」、
「ハ、不況ノ為、学校ニ於テ欠食勝ナルカ、又ハ日常摂取スル食物（特ニ昼弁当）ガ栄養上著シク粗悪ト認メラルル者」、つまり、貧困家庭、食糧事情との関係で就学が免除ないしは猶予されている者、欠席傾向のある者や昼食が栄養上著しく粗悪である者を列挙しており、順番から見て学校給食による就学奨励ならびに出席奨励を強く意識しながらも、栄養問題にも配慮している（二）。栄養・衛生面への配慮としてはこの他にも、「七 学校給食ニ要スル食物ノ量ハ児童一日ノ所要熱量ノ三分ノ一以上ヲ標準トシ、且栄養上ノ欠陥ニ留意シ之ガ補給ニカムルコト」「十、学校医ヲシテ必要ニ応シ給食児童ノ身体検査ヲ行ハシメ、衛生養護ニ注意セシムルコト」とある様に、一日に児童が必要なカロリーの3分の1以上を給食で摂取できることを標準とし、同時に栄養上の問題に対応できるように努力することが求められており、単に欠食児童に食事を与えるだけではなく、栄養面にも配慮した給食を求めること、そして、必要に応じて学校医による給食児童の身体検査を行い、給食の効果を確認するなど、衛生養護面に注意すること等が規定されている。また、「食器、鍋釜、調理場、食堂等」の衛生状況を保つ様注意を求めている（九）。さらに具体的な食費としては調理費を含めて一食約四銭を基準とするものの、地方の状況によっては予算の範囲内で単価を下げて給食児童を増やすこと、あるいは栄養補給を目的とした副食物のみを給与することも差し支えない（三）として、各地方の事情に応じて柔

軟に実施することを許容している。実施主体の自主性を認めている項目としては、それ以外に、やむを得ない場合は、交付金の一部を食器鍋釜の類に使用しても差し支えないこと（四）、学校給食は昼食支給が原則だが特に必要があれば朝食を給与しても差し支えないこと（六）、偏食に陥りやすいパンなどの食物を常時給与することはなるべく避けることという注意付きではあるが、土地の状況、地方的習慣、食糧の生産などを考慮して地方において常食とする食物の種類や従来慣行を尊重して食事の献立を作成する（十）ことが規定されている。このように「学校給食臨時施設方法ニ関スル件」には、道府県で学校給食を実施する際の指針が示されていた。

学校給食実施に関して、文部省学校衛生官大西永次郎は「学校給食施設方法に就いて⁽¹⁴⁾」で、次の様に述べている。大西は、学校給食とは、「現に学校に通学しつゝある児童が、貧困その他の原因によりて欠食勝ちなるかまたは適当なる食物を摂取することができないために、栄養不良に陥つてゐるものに対し、学校において主として昼食を供給し、その栄養状態を改善し、これによつて健康の保全と栄養の向上を図らむとする学校衛生の施設である。」と定義している。つまり、学校給食を単に貧困児童に食事を与えるだけのものではなく、栄養状況を改善し、健康の保全と栄養の向上を図ろうとする学校衛生の施設と認識している。そして、空腹または栄養不良の児童に対して一定の学習生活を強いることは、見方によっては「一種の児童虐待」であり、それは教育上何等の効果を上げないばかりではなく、却つて児童の健康を害し、健康上憂うべき結果を招くため、これらの児

童に対して学校として一定の栄養食を与えることは、教育本来の性質に鑑みて極めて当然のことだと主張している。このように教育という観点から学校教育における学校給食が重要であることを指摘している点に注目したい。欠食児童に限らず栄養不良の児童に対しても給食を行うべきであるとする大西は、学校長が学校医と相談して、あるいは保護者の承諾を得るなどの方法で、適切に被給食児童を決定すること、さらにそれ以外に給食を希望する児童がいた場合は当該児童の栄養状況などを調査して必要と認めた場合は給食（ただし経費は各自負担）を許可する方法が、養護施設として学校給食が行われる際には最も便利であり、かつ、そうしなければ実際教育上弊害なしには行われがたいと述べており、児童の自尊心を損ねず、学校教育の一環として学校給食を行う際には、給食が貧困者に対する施しと見なされないための配慮が必要であることを強く認識している。

また大西は、「またこの機会を利用して一般児童に咀嚼とか栄養とか消化等の食事の衛生を初め、食事の作法等につき深き注意を喚起せしめ、栄養に関する児童の関心と理解を高むるなど、食物を中心とする衛生教育の方法にも注意することは、学校給食実施上極めて重要なことである」、すなわち、学校給食の機会を利用して、一般児童に栄養や食事衛生、食事の作法など、今の食育につながるような食物を中心とする衛生教育が行われることを期待していた。ただし、この点については、学校給食に対する理想として掲げることは妥当であるにせよ、数万人の欠食ないし栄養不良児童に取り組みなければならない現場にとっては過度な期待となっている。

また、学校給食を通じて児童の栄養に対する関心や食事作法を身に着けることまで期待していた大西ではあるが、その実施に際しては、原則としては公益団体に一任して実施する以外は学校当事者が直接従事することについて、「さしずめ保護者会の基礎確実のものをしてやらずことは比較的便利であるまいか、また、市町村の女子青年団、女性徒の家事实習、または篤志婦人の奉仕等種々の方法があると思ふ。この様な事業こそ婦人の社会事業として最も適切なもので、この点は学校当局如何で案外楽に実行が出来るのではないか」、つまり、保護者会の他、女子青年団、女生徒の家事实習、あるいは篤志婦人の奉仕など、女性の社会事業として最適なものとして述べている様に、女性ボランティアを動員することで学校給食は容易に実現できると考えていた様である。確かに家庭における食事の準備は女性が行うものという性別役割分業が強い当時においては格別奇異な主張ではない

が、学問としての栄養学が構築されつつあった時期に実施されようとしていた学校給食について、その担い手として栄養学の専門的知識を有した人材を確保しようとするのではなく、児童の保護者をはじめとする女性ボランティアを想定してしまう点に、学校給食の理念と実際の乖離を指摘せざるを得ない。

3) 給食実施のその後

学校給食の実際に対して文部省が各道府県に交付した金額の一例として図2に「昭和7年度学校給食臨時施設費交付金調⁽¹⁵⁾」を掲げた。交付金額が大きい順に、沖縄・北海道・新潟・福島・東京となっており、大正末期から昭和初期にかけて欠食児童問題が報道された都市を含む六大都市（東京市・大阪市・神戸市・京都市・名古屋市・横浜市）に対する交付金額が大きいわけではない。金額決定に際しては⁽¹⁶⁾、昭和6年6月1日段階の学齢児童数および昭和5年度の直接国税調定済額そ

北海道	25,313	青森	11,724	岩手	12,683	宮城	12,045
秋田	10,728	山形	11,176	福島	15,726	茨城	12,643
栃木	10,148	群馬	9,786	埼玉	12,015	千葉	11,684
東京	15,691	神奈川	7,050	新潟	16,703	富山	7,106
石川	7,781	福井	9,470	山梨	11,476	長野	13,900
岐阜	8,852	静岡	9,816	愛知	9,688	三重	7,079
滋賀	6,423	京都	5,993	大阪	10,764	兵庫	9,470
奈良	9,518	和歌山	8,826	鳥取	11,522	島根	8,706
岡山	6,899	広島	8,946	山口	7,644	徳島	11,126
香川	9,667	愛媛	8,100	高知	10,780	福岡	10,003
佐賀	7,720	長崎	9,779	熊本	8,010	大分	7,968
宮崎	10,323	鹿児島	11,984	沖縄	32,895	総計	513,333

図2 「昭和7年度学校給食臨時施設費交付金調」単位は円。

れぞれに応じた交付金に加えて、地方の状況を斟酌した交付金を加算しており、沖縄は直接国税調定済額に対する交付金が、そして北海道は地方の状況を斟酌した交付金が他と比べて多額であることから、地方の経済状況およびその影響を受ける対象児童の数や状況に配慮したことがうかがえる。

また、昭和7（1932）年文部省訓令第18号「学校給食臨時施設方法」によって給食が実施された後の状況については、既に登場した大西永次郎によって「学校給食実施一箇年の回顧⁽¹⁷⁾」で語られている。「学校給食は、全く学校における栄養改善施設であり、学校養護の一方法として、国民教育本来の使命として、義務教育に伴ふ国家としての当然の責務であるとの認識の下に、養護的見地に立つて栄養改善を必要とする、総ての児童を対象として実施されるべきものである。従つて欠食児童の救済とかいふことは、或は本施設断行の動機としては、相当の役割を演じたとしても、それは学校給食を行ふことによつて得られた効果の一部であり、またかゝる児童は学校給食によつて、多くの養護的恩恵を受くる要給食児童の一部を占めるのに過ぎない」と述べている様に、大西は、そもそも学校給食は義務教育に伴う国家としての当然の責務であり、欠食児童だけではなく栄養改善が必要な全ての児童を対象として実施されるべきものであると認識していた。そこで、学校給食実施の契機となった不景気等に伴う欠食児童の救済は学校給食の目的の一部に過ぎないと見解を示している。そして、今回の学校給食の実施については、本来的には義務教育に伴う当然の国家の義務であるにもかかわらず、欠食児童の救済対策として予算化されたた

め、矛盾や誤解が生じていることを指摘している。したがって、大西は、「殊に社会的匡救事業万能といつた最近のわが国の世相から見れば、今次の学校教育施設もその形式的方面のみを見て、往々にして一時的の時局匡救事業と考へられ、また文部省が本施設において期待しやうとする本質的使命と、教育的乃至は保健的意義とを没却し、この事業の第一線にあつて日々児童に接し、当然実務の衝に当らなければならない教育家の間においてさへ、今回の学校教育を目して何んだか新しい負担を加へ、非常な重荷を背負はされ、しかもこれ等の労務を目して、教育本来の任務と別途の使命であるかのやうに誤認する向も稀ではないと思ふのであるが、かくの如きは学校給食当然の結果として期待されるころの、社会的ならびに救済的の一方面のみを見て、この施設がその本来の意義において更に広汎なる教育における、重大なる使命の存することを忘れた結果といはなければならない」と述べている様に、学校給食が時局匡救事業として、あるいは社会事業や救済事業としてのみ見なされていることを批判し、また現場の教育家の中において学校給食を単なる負担が増えたと捉える者や教育とは別のものであると誤認する者がいることを批判している。勿論、政府が学校給食を時局匡救事業と認識したからこそ予算を認めたという背景はありながらも、それでもなお、単なる時局匡救事業として理解されることを大西が批判する理由には、学校給食を通じて学齢児童の栄養面での環境を整えることは、義務教育として当然であると考えていたからである。

大西は、「学校給食を目して、国民教育に伴ふ当然の施設を考へ、学校養護の重要な施

設とし、換言すれば、小学校令第一条の趣旨を、最も具体的に表現したものであつて、養護的方法による栄養改善施設それ自体が、広義の体育として教育の目的達成の重要部面であり、さらに栄養の補給による身体の健康が、教育実施の欠くべからざる前提であるとの考慮の下に、教育施設の主流の中に加へらるべき普通の学校行事と解釈しやうとするものである。或は空腹を訴へたり、栄養上の欠陥ある児童に対し、その体質や栄養状態を考へないで、義務教育の名において教育を強制する如きは、児童衛生の立場から見れば、国家の名において行ふ公的の児童虐待であるかも知れない。こゝに教育本来の使命としての学校給食施設が、その必然性を承認されるわけである」と述べている様に、栄養の補給による身体の健康が教育実施に不可欠な前提であると考えており、欠食児童や栄養上の問題を抱えている児童の体質や栄養状況を考慮せずに義務教育という教育を強制することは、「国家の名において行ふ公的の児童虐待であるかも知れない」とまで言い切っている。文部省学校衛生官という立場からの発言とは言え、学校給食は義務教育に関する国家の責務であると思ふことは、現在における義務教育対象児童に対する学校の責任や学校給食無償論につながる様な重要な指摘であると考えられる。

他方において大西は、「学校給食は国民教育当然の帰結としての常時的施設であり、教育の目的達成の方法として、総ての学校で試みなければならない重要な養護的施設であるといふことになる。」と認識しつつも、10万の欠食児童対象者に対する年間88万円の経費は食費の実費であり、給食施設に関する設

備、その他に関しては何等の経費も計上されていらないという限られた予算において、対象児童の自尊心に配慮した給食を実施することが求められていたことに触れ、「専ら学校給食の実施者である教育実家が、懸命の努力がよく経費の不足を補ひ設備を補ひ設備の充実に期し、実施の方法においても、その教育的努力は誠にわれわれをして涙ぐましいまでに感激の情を禁じ得ないものがすくなくない」として、現場の教員等が努力していることを評価している。その結果、昭和8年3月末日において給食実人員の総数は380,545人（内、公費給食児童338,329人、私費給食児童42,268人）であり、「三十萬の学童に対し一食四銭の栄養食を給よしたといふ現実の生きた事実は、何人の抗議にも勝る栄養改善の一大事実であると共に、その指導精神が必ずしも栄養学説に捉われず、教育の実際に即して養護の見地と地方的実状を考慮し、換言すれば、現実に即せよとの文部省の指導精神が、全国の教育者を動かしその協力によつて、今日の結果を來たしたのに外ならないと固く信じて疑はない」と大西が評価した様に、実施直後としては盛況と言える状況であった。そして、学校給食実施の将来的な効果として、「今次の学校給食の実施によつて得たる社会的の影響は、日々給食として児童の食膳に供せられる栄養献立を、児童を通じて或は高等小学校、補習科の女性徒に、或は女子青年団、母の会、婦人会を通じて一般児童の家庭に普及せられ、しかも給食といふ生きた教材によつての指導であり、実習であるから、これ位長期の栄養実地指導は他に類例が求められないのであらう」と述べている様に、対象児童に対する栄養的に十分な献立を通じて、学校

や当時の女性が参加していた各種団体⁽¹⁸⁾、そして一般児童の家庭へと栄養に関する知識の普及という点で影響を及ぼすことが期待されていた。このようにそもそも義務教育対象児童に対する学校給食は国が責任を持つて行うべきものであるという認識を有する大西が、導入の背景である欠食児童救済にとどまらず、給食による学齢児童の栄養の保障、そして主に女性が念頭に置かれてはいるものの給食を通じた家庭や社会の栄養に関する知識の啓発を期待していたことは、今日の学校給食問題を考える上で忘れてはならないことだと考えられる。

大西の発言からうかがえる様に、国庫の補助による全国的な学校給食の実施直後は、国調理室の設営、かまどなどの調理器具の確保、そして食材集めや献立作りの点で関係者の努力によってある程度の効果を取め、また、栄養に関する知識の普及と言う点でもある程度期待ができる状況であった。その後、当初は昭和7年から9年までの3年間分の臨時予算に基づく実施を予定していた昭和7年文部省訓令第18号は、昭和10年に『『昭和九年度』ヲ『昭和十年度』ニ改ム⁽¹⁹⁾』と延長された様に、一年単位で延長されることが続き、昭和15（1940）年4月30日には文部省訓令第18号「学校給食奨励規程」が示された。同訓令では、欠食児童救済から小学校児童の「体位の向上」へと目的が変更され、また、「作法」、「咀嚼」、「偏食」の矯正などの教育的側面が強調され、対象者も昭和7年文部省訓令の主な対象であった貧困児童から、そのほかの栄養不良児、身体虚弱児に広げられた。ここにおいて学校給食を通じた学齢児童の栄養状況の改善を主張した大西の期待はある程度実現

することになり、初期の学校給食とは異なった段階に入った。

以上、大正末期から昭和初期の欠食児童問題および学校給食実施に至る状況を確認した。学校給食については、関東大震災、不況、東北地方の冷害等による生活基盤の崩壊ならびにその影響を強く受ける児童の欠食問題や栄養不良の問題が社会問題化したことがその背景に挙げられる。したがって、実施当初の学校給食は経済的問題を抱えた家庭の児童に対する救済の一手段であり、また、奨学奨励の手法としても期待されていた。そして、実施に際しては対象児童の自尊心に配慮することが強く求められていた。それと同時に、一部の文部官僚とはいえ、大西の様に、学校給食は義務教育を行う国の責務であるという認識を持ち、単なる貧困児童の救済にとどまらず、給食が児童一般および栄養学の普及に与える効果などを期待する者もいた。この点について藤原は、「給食の試みが被災地や飢餓地帯を中心に各地で始められた時代でありながら、貧困児童の救済、教育の効果、栄養学による科学化、スティグマの回避、災害対策としての有用性など、給食史の基本となる性質が出そろっていた。⁽²⁰⁾」と評しているが、その評価は妥当であろう。しかしながら、理念および実施件数という数値としての学校給食についてはある程度明らかになっているが、学校給食実施が教育現場ではどのように行われていたのか、そして大西が期待するような栄養面での効果が得られていたのかといった具体的な状況は未だ十分に明らかになっていない。そこで次章では、一地方である三重県において学校給食はどのように実施されようとしたのかを検討する。

3. 三重における児童保護事業と学校給食

3-1. 三重県における児童保護事業と学校給食実施に向けての取り組み

1) 昭和7年文部省訓令第18号以前

『三重県社会事業概要⁽²¹⁾』(大正13年・14年・昭和2年・4年)は、県下で行われていた児童保護事業として、①感化教育、②育児並保育、③妊産婦保護、④幼児保護、⑤病児及虚弱児保護、⑥異常児童保護を紹介している⁽²²⁾。昭和7年文部省訓令第18号以前であることから学校給食に関する事業は報告されておらず、当該訓令前に三重県独自の取り組みとして学校給食あるいは類似の取り組みがなされていたかについては確認することができなかつた⁽²³⁾。しかしながら、学校給食の背景となった欠食児童および貧困家庭の児童に対する就学奨励については、たとえば昭和2年の「児童就学奨励ニ関スル件」、昭和4年1月28日「恩賜児童就学奨励規程」および同年1月28日「貧困児童就学奨励施設ノ件」などから、児童就学奨励金や学費補給などが行われていたことが確認できる。また、「学齢児童ノ就学施設ニ関スル件」(昭和5年5月)では、「三、長期欠席児童調」として、「疾病」「家事手伝」「家業手伝」「徒弟」「女中」「子守(自家・他家)」「賃金労働(住込・通勤)」「乗船」「通学障碍」「学資不足」「学業不振」「学校嫌忌」「居所不明」「其ノ他」の項目を挙げており、「長期欠席児童原因別調査ニ関スル件」(昭和8年9月)では、長期欠席児童原因別調査の項目に「子守ノタメ欠席」「家庭ノ手伝ノタメ欠席」「貧困ノタメ欠席」「病氣ノタメ欠席」「其ノ他」が記載されており、

このような調査を通じて、学齢児童およびその家族の貧困問題を把握しようとしていたことがわかる。

また、三重県では、昭和4(1929)年から昭和5(1930)年に学校給食に関する調査を行っている⁽²⁴⁾。その一例として昭和4年7月20日「学校給食ニ関スル件⁽²⁵⁾」では、「給食事業(貧困又ハ栄養不良ナル生徒児童ニ対シ栄養増進又ハ其ノ他ノ目的ヲ以テ食事ヲ給スルモノ)」および「普通ノ生徒児童ニ対シ食事ヲ供給セルモノ」の調査が行われ、さらに昭和5年7月17日「生活難ノタメ小学校児童中食事ヲ与ヘラレサルモノノ調査ニ関スル件⁽²⁶⁾」では、「近時財界不況ノ影響ヲ受ケ生活難ノタメ小学校児童ニシテ食事ヲ与ヘラレサルモノ有之ヤニ及聞候ニ就テハ貴校児童ニシテ右ニ該当スル者ヲ御調査ノ上(後略)」と、学校に対してその児童に向けた給食事業あるいは食事を供給する者、そして生活難のため欠食となった児童の状況を把握しようとしていた。

2) 昭和7年文部省訓令第18号と県の対応

学校給食に関する文部省訓令第18号「学齢児童就学奨励ノ為学校給食臨時施設方法」による学齢児童就学の徹底と、保健養護の実績を挙げることを目的として、県では、県令「三重県学校給食臨時施設規程」ならびに告示「三重県学校給食委員会規程」、そして、訓令「学校給食臨時施設ノ件」・「学校給食臨時施設方法ニ関スル件」(学務部教育課 教3201)⁽²⁷⁾を定めた。

これらは多少の語句の違いは認められるものの、概ね文部省訓令と同一の内容であり、たとえば「学校給食臨時施設方法ニ関スル件」

では、「本件ハ現下ノ時局ニ対スル応急ノ施設ナルヲ以テ之カ実施ニ付テハ力メテ敏速ヲ期セラレ度」と、時局に対する応急の施設であるため実施に向けて迅速に対応することを求めながらも、学校給食が教育上最善の効果を上げることができる様に、①貧困救済のための学校給食という印象を与えず、むしろ養護上の必要から行うものであるかのように注意すること、②学校当事者以外に、保護者会やそのほかの団体の援助を受けて実施しても構わないこと、③献立作成については、土地の状況、地方的習慣、食糧生産などの関係を考慮し、地方において常食とする食物の種類および従来への慣行を尊重すること、ただし偏食に陥りやすい食物を常時給与することは避けること、④食器や調理道具、調理場、食堂などは清潔に保ち、衛生状況に留意すること、⑤必要に応じて学校医が給食児童の身体検査を行い、衛生養護に注意すること、を定めている。したがって、三重県においては昭和7年文部省訓令第18号に基づく全国的な学校給食の方針に沿って学校給食に着手しようとしたものと考えられる。

3) 学校給食の実施

学校給食を実施する際に最初に行われるべきことは、対象者の確定、つまり、「要給食児童」の把握である。県広報を見る限りにおいて、昭和7年12月20日・同28日「要給食児童報告方ノ件⁽²⁸⁾」では、市町村に対して12月20日までに要給食児童の決定とその報告を求めているにもかかわらず、未だ報告が行われていない市町村が多数であるので至急報告すること、期日までに報告がない場合は該当児童がいない者として処理する旨述べて

いることから、県としては当初、昭和7年の年末迄には対象者を把握する予定でいたこと、それにもかかわらず市町村の対応が迅速ではなかったことがうかがえる。その後、翌昭和8年1月12日「学校給食経費精算書報告方ノ件」、昭和8年3月9日・同25日「要給食児童報告方ノ件」、昭和8年4月20日「学校給食臨時施設状況報告方ノ件」、昭和8年6月12日・同9月9日「要給食児童報告方ノ件」、昭和8年10月4日「学校給食臨時施設状況報告方ノ件」、昭和8年11月22日「給食ヲ必要ト認定シタル児童調報告方ノ件」といった一連の調査報告依頼が確認できることから、要給食児童の把握がその段階でもまだ十分なものではなかったことをうかがわせるが、他方において報告書中に保護者の資産および生計状況を詳細に記入することを求めていることは、貧困や不況の影響を受けた児童を対象とする上である程度正確な情報を入手しようとしたものと理解できる。

その後、昭和9年2月27日「昭和九年度第一次要給食児童認定ニ関スル件⁽²⁹⁾」では、年度ごと（3月15日現在）の要給食児童の調査に関して、本年に限っては4月入学と3月卒業の児童に関する報告書上の注意とともに、「本年度新ニ追加給食ヲ必要ト認ムル児童ニ付テハ特ニ家庭ノ生計状況欄詳細記入ノコト」として、新たに要給食児童が生じた場合は家庭の生計状況欄に詳細に記入することを求めている。また、昭和9年7月4日「学校給食施設状況調査ノ件⁽³⁰⁾」の様式は公費と私費で給食が実施されていたことをうかがわせるものであり、昭和9年10月11日「学校給食視察研究協議会ニ関スル件⁽³¹⁾」からは、おそらくは昭和7年「学校給食臨時施設

法」に規定された学校給食委員会として三重県では学校給食視察研究協議会が設置されたと考えられる。その他、給食の内容に関しては、昭和9年10月29日「味噌汁給与者調査ノ件⁽³²⁾」において、「近時学校給食ノ実施ニ伴ヒ児童ニ味噌汁給与ヲナスモノ著シク増加ノ傾向ニアルハ児童就学上竝学校衛生上寔ニ喜ハシキ現象ニ有之」とある様に、給食として味噌汁を給与する事例が増加していることに対して児童就学および学校衛生上喜ばしいことだと評価している。同様の文言は同年11月29日「味噌汁給与ニ関スル件⁽³³⁾」でも見受けられることから、学校給食開始当時においては栄養面ならびに給食の方法として味噌汁が好ましい食事の一つとして歓迎されたものと考えられる。また、昭和10年1月28日「学校給食設備状況調査ノ件⁽³⁴⁾」では、備考に「未ダ設備又ハ購入未済ナルモ本年度中ニ於テ其ノ予定ノモノハ×印ヲ附シ見込数量、価額記入ノコト」とあることから、この時点においても学校給食施設の整備という点では未だ不十分な場所があったことを推測させる。

学校給食は、当初は昭和7年度から9年度の3年度分の臨時予算によるものであったが、既に見た通り、文部省は昭和10年度以降、期間の延長を行っている。この期間の延長に関連する県の動きとしては、昭和10年4月8日「学校給食施設ニ関スル件⁽³⁵⁾」において、「標記ノ件ニ関シテハ昭和九年度ニ於テ打切りト相成居候処本県ニ於テハ本施設ノ実状ニ鑑ミ昭和十年度モ継続可致ニ就テハ貴市町村ニ於テ本施設ヲ引続キ十年度モ継続実施ノ見込ニ有之候ハバ先ノ学校給食臨時施設規程第六条ニ準ジ昭和十年度第一次要給食児童ヲ認

定シ来ル四月二十日迄ニ必ズ御報告相成度尚右期限内ニ報告無キ場合ハ該当ナキモノトシテ処理可致此段及通牒候也」として、文部省の延長の意思をどの程度把握していたかは不明ではあるものの、県として継続の方向を模索している。続く昭和10年5月17日県令「三重県学校給食臨時施設規程中改正」に関する「学校給食臨時施設継続ニ関スル件⁽³⁶⁾」は、文部省が決定した期間の延長に対応し、「今般本県令第十七号ヲ以テ三重県学校給食臨時施設規程中一部改正ヲ加ヘラレ昭和十年度ニ於テモ右施設ヲ継続スルコトト相成候」として、「昭和九年度」を「昭和十年度」に改正し、学校給食を継続することを述べている。ただし、「交付金ニ付テハ財政上ノ都合ニ依リ前年度ニ比シ減少ノ見込ニ付貴市町村ニ於テモ本施設費トシテ可成相当額支出相成様致度」と、交付金が減少する見込みであることから施設費も減少する可能性を示唆している。元より臨時予算に基づくものではあり、それを継続しようとした文部省の努力は評価すべきであるとはいえ、欠食児童および栄養状況が良好ではない児童に対する学校給食実施を開始してそれほど期間が経過しない段階で交付金が減少する事態に直面した学校給食が、当初期待された発展を遂げることは財政面から見て明らかに困難であり、児童に対する国家の責任を考えれば必ずしも望ましくはない現場の努力や保護者の負担等に委ねる状況を招くことは容易に予想ができる。

その後も、昭和10年5月22日「学校給食児童ニ関スル件照会⁽³⁷⁾」では、調査項目自体は従来と同様だが、「現在給食児童数」も把握し、同年5月31日「学校給食児童調査ノ件⁽³⁸⁾」では、児童氏名などの他に、保護者

職業、家庭の生計状況（家族数・収入見込月額・その他）、戸数割負担年額、救護法ニヨル救護者員数、さらに「摂取食物不十分ノ実状」「家族食事ノ実状」「副食物粗悪ノ実状」も記入させることで、対象児童のより詳細な情報を入手しようとしている。また、同年8月16日「昭和十年度第二次（自七月至九月末日）学校給食経費支出状況報告方ノ件⁽³⁹⁾」では、①「公益団体ヨリ支出セルモノ（名称記入ノコト）」、②「学齢児童就学奨励費トシテ県ヨリ交付セラレタル金額中ヨリ支出セルモノ」、③「寄付金ニヨリ支出セルモノ」、④「其ノ他ニ於テ支出セルモノ（費目明記ノコト）」と、給食経費の支出内容についても詳しい情報を入手しようとしている。そして、同年11月21日「昼食時ニ於ケル味噌汁給与ニ関スル調査⁽⁴⁰⁾」では、今後の参考にするため、「生徒児童ニ対シ昼食時ニ味噌汁給与ノ実施、計画有之候ハバ左記ニ依リ御調査ノ上本月末日迄ニ御報告相成度此段及照会候也」として、味噌汁給与状況調査を行おうとしている。この調査について注目すべきことは、経費として、「給与人員」と「給与期間」の他に、「市町村費支出」「団体寄付」「篤志家寄付」「生徒児童ヨリ徴収」の項目があることであり、ここからは、国からの交付金が減少した後も学校給食を継続するための手段として、寄付金や生徒児童（おそらくは生徒児童の保護者）からの徴収といった公費以外の収入状況を把握しようとしていることがわかる。また、給食に関して何度か登場する味噌汁については、冬季間児童に温かい副食を与えようという目的、そして味噌汁の給食を通じて偏食の矯正などの栄養改善を行おうとする目的があったことが指摘されており、特

に時期は不詳ではあるものの、三重県の男子師範附属で味噌汁給与を行う目的として、「児童の食物調査の結果温量の不足は認めることは少なかったが、偏食の傾向の多いこと、及びそれが虚弱児童の一因をなして居ることが明らかとなり、その矯正の必要を感じましたので、夫々家庭に通知すると共に、冬季、昼食時に児童に温かい栄養味噌汁を給よることによつて、十分な栄養を摂取させ、かつ偏食を矯正することにより、健康増進の一助たらしめようとするものである」と説明されている⁽⁴¹⁾。

以上で確認した三重県における昭和7年文部省訓令第18号に基づく学校給食の取り組みについては、概ね文部省訓令に沿った形での実施を行おうとしており、特に要給食児童の把握と限られた予算で学校給食の効果を上げるために味噌汁に注目するなどの努力が行われていることは明らかである。しかしながら、三重県における学校給食の実態を検討するためには、実際にそれぞれの学校においてどのような給食が行われていたのかに関する資料を入手する必要があるが、現時点では十分な資料を入手し得ていないという問題がある。

3-2. 三重県下の給食実践例 —昭和7年津市立養正尋常高等小学校⁽⁴²⁾—

前項で確認した様に、三重県では昭和7年文部省訓令第18号を受けて県下の学校給食実施に着手した。ここではその実践例として、昭和7年に津市立養正尋常小学校で行われた学校給食を取り上げ、学校給食の理念と実体の差について確認する。

養正尋常小学校は、「殊に近来の様に社会

的不安が、世界的に共通の事実としてさげられるようになったと同時に、一方国民の健康問題が唱導せられてゐる世相である。この際学校として児童に対し一定の栄養食を給する事は、教育本来の性質、義務教育の本旨に鑑みて又極めて当然のことであらうと思はれる」、すなわち、社会的不安と国民の健康問題を背景に、学校が児童に対して給食という形で一定の栄養食を与えることは教育上当然であるとの理解から、昭和7年10月21日という県下ではかなり早期の段階で給食を開始している。また、三重県令第46号中給食児童認定条件中「不況の為日常摂取する食物（特に昼弁当）が栄養上著しく粗悪と認められる者」を選定条件として、当該規定に基いて要給食児童を選定し、次にその児童の保護者に学校給食の趣旨を説明して理解を得た上で決定した。この際、該当する児童の家庭生活状況については方面委員の意見を聴取していることから、この時期の社会事業のネットワークを活用して対象者を選定していることがわかる。また、対象者の選定については、文部省訓令や県令・訓令の趣旨に沿った十分な配慮がなされていることも判明する。

他方、給食の実施については給食弁当という形がとられており、設備として県から支給された経費で弁当箱を購入した他、別に一個就学奨励費中から支出している。そして、養正尋常小学校だけではなく、市内各小学校合同で、市内の飲食店に調達納入する方法を採用した。この点については、民間利用ではあるものの、献立表の作成、材料などの打ち合わせを行うことで学校の主導権を持っているため学校給食として問題ないとしている。また、その方法は、午前10時迄に学級担任が

所要弁当数を係員に報告し、係員が注文を行い、午前11時までに学校に弁当が配達される、そして、配達された弁当を要給食児童とそのほかの弁当供給希望児童と一緒に、係員指導監督の下で会食するというものであった。なお、要給食児童とそれ以外の希望者が一緒に、係員の指導監督の下で給食弁当を会食するということについては、「被給食児童の自尊心を傷つけざらしめるといふことは、今回の訓令通牒にもくり返し注意されたところで、この点を考慮し、本校に於いては一般児童中に就き供給弁当の喫食と希望を調査し、その希望者を加へ、貧困救済の意味は全然表面に現はさず、保健養護の立場をもつて実施しつゝあるのである」と説明されており、養正尋常小学校が訓令その他でくり返し注意を促していた対象児童の自尊心を傷つけないことに真摯に向き合っていることがわかる。

このような形で行われた弁当給食形式の学校給食の利用者は、昭和7年10月21日現在では希望者99名、給食児童5名、合計104名と報告されており、対象者5名に対して希望者が99名という多数に及んでいることは、当該小学校の児童の家庭がそれほど経済的問題を抱えていなかったのか、栄養補給食としての学校給食への期待が高かったのか、あるいは給食実施に際しての学校関係者の説明が魅力的であったのか、そのあたりは今後の検討課題である。なお、利用者については、その後希望者は減少し、昭和9年段階では「現在にては弁当喫食人員は十名である」と報告されている。当初の104名と比べると1割程度に減少している点、10名の内訳が不明であるため対象者が増加したのかどうか不明である点など、検討するための素材が不足して

いるが、保護者の経済状況の悪化あるいは学校給食が当初期待されていたものとは異なっていたことがその原因として考えられる。

また、給食内容については、児童が一日に必要なとするカロリーの3分の1以上であることが求められていたことから1食400グラムが予定されており、その内容は、「煮豆、すばし、福神漬、きざみこんぶの甘煮、かまぼこ、ちくわの煮付、魚の煮付、むきみの煮付、焼卵、麩の煮付、鳥貝ひもの煮付、天ぷら、大根のせん切りの煮付 等」であり、学校関係者も「現在の給食は理想的なものではない」と認める程度には、学齢期の児童向けというよりは酒のつまみといった印象を受けざるを得ないものであった。

このように、可能な限り学校給食に関する訓令や県令等に控えようとしていたことは把握できるものの、肝心の給食内容は理想には程遠いものであった。この点については、理想的給食として、①全校給食。少なくとも虚弱児に栄養弁当を給与すること、②学校当事者が直接関与すること。食堂に一任する場合でも完備した学校の設備を活用し、学校の監督下に実施すること、③家庭での栄養不足を補う内容、偏食に陥らぬ工夫、常型的にならぬ様目先をかえた献立、季節に応じて、児童の嗜好を尊重、安価な食品を利用しかつ廃物を出さぬ工夫、そして、④食事についての指導も行うこと、を挙げており、「以上の如く給食の実現を希つてはゐるが、現在の状態では予算、児童数の過多、其他萬々の事情のため、実現されないでゐる」と述べられており、学校給食の現場では学校給食の趣旨はある程度理解されており、また理想的な給食のイメージを抱いていたにもかかわらず、予算な

どの事情で思うようにいかない状況が判明する。

4. 考察と課題

以上、昭和戦前期の児童保護事業と学校給食実施に向けての取り組みの概要、三重県の欠食児童対策、そしてその実践の一例として津市における学校給食の事例を確認した。

大正後期から昭和戦前期である1920～1930年代にかけての児童保護事業の中で、学校という場面における虚弱児童や貧児対策が注目されるようになり、また、不況の影響を受けやすい児童への対応という点で、経済状況が悪化した家庭の学齢児童への救済という形で学校給食の導入が検討されるようになった。全国的な学校給食に関して、文部省は導入当初より義務教育の充実としての学校給食の意義や学齢児童の健康状況の改善、児童を通じた栄養の知識普及といった点にも注目していたが、そもそも経済的問題を抱えた家庭を背景とする児童の欠食問題解決が急務であったこと、そして予算としては時局匡救事業と位置付けられたため、貧困児童の救済という性格を払しょくすることは困難であった。勿論、文部省が交付金を支出することで教育との関係性を示し、また、給食の実施に際しては対象児童の心情を慮って経済問題を抱えた家庭の児童だけを対象としないこと等の教育上の配慮が行われていたが、他方においてその教育上の配慮が、偏食の矯正や食事の作法、さらには給食を通じた家庭への栄養学の普及等にも目を向けられることで議論の対象が拡散してしまい、学校給食を通じた貧困問題を抱えた家庭の児童の教育保障といっ

た目的が不明瞭なものになってしまったと考えられる。そしてそのことが現在における義務教育に必要な学校給食の無償化の必要性や経済的問題を抱えた学齢児童の支援に関する議論を行う際に少なからぬ影響を及ぼしていると考える。

また、三重県においては、文科省の指示に従って学校給食を実施しており、対象者の把握や給食の内容について前向きな姿勢を見ることができるとは、その給食の内容は、津市立養正尋常高等小学校の一例を見る限りにおいては、栄養学への知識と実際の内容が乖離しており、全国的な学校給食導入当時の学校の努力とその限界を示すものであった。この点に関しては、今回紹介した事例以外の実践例を集めることで、各地方における学校給食実施上の問題と課題を考察したい。

本論文は、科学研究費助成事業 基盤研究 (B) 課題番号 17H02615 「戦前社会事業の到達点と現在への視座—福祉国家の源流をたどる—」の研究成果の一部である。

旧字・異字については筆者が必要に応じて適宜常用漢字に置き換えた。

注

- (1) 中央社会事業協会『日本の社会事業』1929年、188-201
- (2) 同上を参考に筆者が作成。
- (3) 今井小の実『社会福祉思想としての母性保護論争』ドメス出版、2005年他。
- (4) 野口穂高「大正期における『虚弱児童』の教育問題化と『野外教育』」(多摩川大学教育学部紀要、2011年、pp47-64)
- (5) 三村隆男「『少年職業紹介ニ関スル件』依命通牒の学校生活から職業生活への移行支援における

意義—大阪市少年職業指導協議会後の大阪市における少年職業紹介を辿りつつ—」(産業教育学研究 33 (2)、2003年、pp17-24)

- (6) 拙著「戦前期における被虐待児童保護制度の意義と課題 —昭和八年児童虐待防止実施状況を素材として—」(杉山博昭編『戦前期における社会事業の展開—自由と全体性の変遷をめぐって』、2015年、pp71-98)
- (7) 藤原辰史『給食の歴史』(岩波新書、2018年、p42以下)、川越有見子・鈴木一憲「学校給食制度の役割と効果1 —戦後の学校給食法制定までの経過について—」(西南女学院大学紀要 Vol18、2014年、pp129-138)
- (8) 主な事業は以下の8項目であった。①貧困児童に対する栄養食の無料供給、②一般児童に対する栄養食の実費供給、③学生、生徒その他団体に対する栄養食の実費供給、④栄養食品の研究調査、飲食物の分析試験、栄養教育の普及、栄養相談、栄養の宣伝、栄養献立の発達及び材料の栄養供給、⑤林間学校及び臨海学校等の栄養食供給、⑥栄養食供給従業員の養成、⑦低廉なる価格を以て日常生活に必要な食品の供給、⑧体位向上に関する研究施設の建設(並松信久「栄養学の形成と佐伯矩」京都産業大学論集 社会科学系列第34号、2017年、p36)
- (9) 文部大臣官房体育課「わが国学校給食事業の現況」(1930年2月19日官報940号)
- (10) 同上
- (11) ただし、味噌汁の給食については、本文でも述べた通り、栄養面と偏食を矯正する効果があるとして、必ずしも問題のある給食だとは見なされていない。
- (12) 不景気の影響で東京府下の336の学校で約1200人の欠食児童(「不景気の一断面 欠食児童」中外商業新報 昭和6年5月14日)、東京市社会局談として、学校や託児所で弁当を持たない児童としての欠食児童の数(市立・私立小学校の半数、合計2848名、託児所は144名)、世帯としての貧困との関係、児童の健康や学業成績と欠食の関係などに言及(1932年2月24日官報1543号「市内欠食児童の現状」)

- (13) 昭和7年9月7日発第105号各地方庁へ普通学務局、文部大臣官房体育課長通牒
- (14) 文部省学校衛生官大西永次郎「学校給食施設方法に就いて(その一)(その二)」(1932年10月19日官報1742号、同年同月26日官報1748号)
- (15) 1932年9月16日文部省「学校給食臨時施設方法」(国立公文書館デジタルアーカイブ)
- (16) 同上
- (17) 文部省学校衛生官大西永次郎「学校給食実施一箇年の回顧(その一)～(その三)」(1934年1月31日官報2122号、同年2月7日同2128号、同年2月14日同2134号)
- (18) 戦時下の給食例として、たとえば三重県飯南高等女学校では冬季に全校生徒約千人に味噌汁給食を与えていたが、専任従事員は1名で生徒が交代して調理を行っていたこと、そして、味噌と煮干は県庁の幹旋で配給されているが、煮干しの配給が得られなかった時代は生徒の家庭から一ヶ月十匁の蝗粉を持ち寄らせていたことが紹介されている。後者の蝗粉の持ち寄りに関しては、生徒が田圃に出て蝗を採り、之を自分で乾燥して粉にすることになるので、生徒の将来の家庭生活にも好影響を与えるだろう、また戦時下に於ける給食経営としてもいい考えであるとされている。(林勇記『学校給食の新研究』有朋堂、1945年、pp. 123-124)
- (19) 文部省訓令第13号(昭和10年5月9日 官報2502号)
- (20) 藤原2018、p73
- (21) 『三重県社会事業概要』(大正13年9月、大正14年11月、昭和2年4月、昭和4年2月)
- (22) ①感化教育では 三重県立国児学園、三重感化院。②育児並保育では、津市保育園、三重保育院、四日市仏教保育院、白鳳愛児園、宇治山田市仏教園保育園、松阪愛護園、三重済美学院、九華育児院、波切村立保育場。③妊産婦保護では、宇治山田市妊産婦保護、越賀村産婦保養所。④幼児保護では、津市児童遊園。⑤病児及虚弱児保護では、日本赤十字社 三重支部夏季児童保養所、津市教育会夏季海浜学校。そして⑥異常児童保護では、私立三重盲啞学校、神都訓盲院が紹介されている。
- (23) 前掲注9「我が国学校給食事業の現況」に掲載された1928年度の府県別学校給食設置数、児童数、給食総数、経費一覧には、三重県が掲載されており、それによれば、設置数3、児童数611、給食総数19,834、経費341円とあり、当時もっとも活発に行われていたとされる岐阜県の設置数28、児童数11,775、給食総数550,845、経費1,973円には及ばないものの、静岡県を設置数2、児童数22、給食総数2,900、経費20円と比べると、それなりの学校給食実績があったことがわかる。
- (24) 昭和5年1月文部省体育課の調査結果として、「全国に於いて給食をなす学校は一二九校で、児童数は僅々二万人に充ちてゐない状態であつた。しかも此の中中等程度のものゝ相當あるから、小學校以下は更に少なくなるわけである。」(三重県津市養正尋常高等小學校編『都市小學校児童の養護に関する研究』、1934年、p39国立国会図書館デジタルコレクション <http://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/1275252>) といった文部省の調査に関連して行われたものと推測される。
- (25) 学務部教育課 教3098「学校給食ニ関スル件」(三重県広報682号)
- (26) 学務部教育課 教2643「生活難ノタメ小學校児童中食事ヲ与ヘラレサルモノノ調査ニ関スル件」(同広報941号23)
- (27) 県令46「三重県学校給食臨時施設規程」、告示959「三重県学校給食委員会規程」(同広報号外1)、訓令甲28「学校給食臨時施設ノ件」(同広報号外9)、学務部教育課 教3201「学校給食臨時施設方法ニ関スル件」(同広報号外11)
- (28) 学務部教育課 教3947「要給食児童報告方ノ件」(同広報1645号15および1652号23)
- (29) 学務部教育課 教529「昭和九年度第一次要給食児童認定ニ関スル件」(同広報1983号27)
- (30) 学務部教育課 教2553「学校給食施設状況調査ノ件」(同広報2089号7)
- (31) 学務部教育課 教3393「学校給食視察研究協議会ニ関スル件」(同広報2172号13)
- (32) 学務部教育課 教3787「味噌汁給与者調査ノ件」(同広報2186号11)
- (33) 学務部教育課 教4097「味噌汁給与ニ関スル

- 件」(同広報2211号7)
- ③4 学務部教育課 教2068「学校給食設備状況調査ノ件」(同広報2254号13)
- ③5 学務部教育課 教1147「学校給食施設ニ関スル件」(同広報2308号9)
- ③6 学務部教育課 教1851「学校給食臨時施設継続ニ関スル件」(同広報2339号11)
- ③7 学務部教育課 教1870「学校給食児童ニ関スル件照会」(同広報2343号19)
- ③8 学務部教育課 教2174「学校給食児童調査ノ件」(同広報2341号11)
- ③9 学務部教育課 教3094「昭和十年度第二次(自七月至九月末日)学校給食経費支出状況報告方ノ件」(同広報2410号15)
- ④0 学務部教育課 教4143「昼食時ニ於ケル味噌汁給与ニ関スル調査」(同広報2480号7)
- ④1 前掲注18 林勇記『学校給食の新研究』pp. 117-118
- ④2 「虚弱児童の調査と其の取扱 三、学校給食」三重県津市養正尋常高等小学校編『都市小学校児童の養護に関する研究』, 1934年, pp. 38-43)